

県産材を活用したふくいの住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）
補助金交付要領

平成19年7月17日制定
平成20年4月1日改正
平成21年4月1日改正
平成21年9月1日改正
平成22年4月1日改正
平成22年8月2日改正
平成25年4月1日改正
平成25年6月3日改正
平成26年4月1日改正
平成27年4月1日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月3日改正
平成30年4月13日改正

（趣旨）

第1条 県産材を活用したふくいの住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年4月1日福井県規則第20号。以下「規則」という。）および農林水産部県産材活用課・森づくり課所管補助金等交付要綱（平成17年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）リフォームとは、住宅における増築（独立した戸建て住宅を除く。）、改築（既存住宅の全部を取り壊して行うものを除く。）、模様替え、修繕等をいう。
- （2）県産材とは、県内で伐採された原木を原則として県内で加工した木材をいう。
- （3）越前瓦とは、福井県越前地区において生産された粘土瓦で、商標「越前瓦」（商標登録第5072538号）を付した瓦をいう。
- （4）越前和紙とは、福井県和紙工業協同組合の組合員によって生産された和紙を用いた壁紙、襖紙をいう。
- （5）県産材住宅コーディネーターとは、「県産材住宅コーディネーター認定実施要領」（平成18年7月4日付け県材第766号）により認定された者をいう。

（事業内容）

第3条 県内における住宅のリフォームを行う場合において、リフォーム部材に県産材を活用した者に対し、予算の範囲内において、その県産材部材に係る経費の一部について、補助金を交付する。

- 2 前項による補助金の交付を受けるものが、補助対象となる住宅に越前瓦を使用する場合、予算の範囲内において、その越前瓦に係る経費の一部について、前項の補助金に上乗せして補助金を交付する。
- 3 第1項による補助金の交付を受けるものが、補助対象となる住宅に越前和紙を使用する場合、予算の範囲内において、その越前和紙に係る経費の一部について、第1項の補助金に上乗せして補助金を交付する。

(補助対象者等)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者と設計または施工の契約をし、県内に自らが所有する住宅のリフォームを行う者で、かつ県税に滞納のない者とする。

- (1) 県産材住宅コーディネーター
- (2) その他、知事が認める者

- 2 前項のリフォームに対して、国、県、市町等が実施する助成制度を受けている者は、本制度の対象外とする。(ただし、本事業との併用が認められている助成制度を受ける場合はこの限りでない。)

(補助対象となる県産材の用途)

第5条 補助対象となる県産材の用途は、次の各号に該当する部材とし、家具、建具は含まないものとする。

- (1) 構造材
- (2) 造作材、板材等

(補助金の額等)

第6条 県が補助する額は、予算の範囲内において、補助対象のリフォーム1件当たり150,000円とする。

- 2 補助金は、次の各号の単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出された金額(千円未満切り捨て)の合計が、150,000円以上となる場合に限り交付する。

- (1) 構造材は、 1 m^3 当たり7,000円
- (2) 造作材、板材等は、 1 m^2 当たり5,000円

ただし、面積算出し難い部材等は、体積算出(m^3)した使用数量に(1)の単価を乗じて算出するものとする。

- 3 補助対象の住宅に越前瓦を使用する場合、 1 m^2 あたり1,000円を乗じて算出された金額(千円未満切り捨て)を第1項の補助金の額に上乗せする。(上限10万円)
- 4 補助対象の住宅に越前和紙を使用する場合、 1 m^2 あたり1,000円を乗じて算出された金額(千円未満切り捨て)を第1項の補助金の額に上乗せする。(1万円以上10万円以内)

(補助金の申込)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、リフォーム工事請負契約締結後、工事着工前までに、県産材を活用したふくいの住まい支援事業(県産材リフォーム支援事業)補助金申込書(以下「申込書」という。)(別記様式第1号)

に次の各号に定める書類を添えて、福井県農林水産部県産材活用課（以下、「県」という。）に提出しなければならない。

- (1) 県産材部材使用数量計算書（別記様式第2号）
- (2) 越前和紙の補助を受ける場合は、越前和紙使用箇所一覧表（別記様式第12号）
- (3) 図面（県産材部材使用箇所、越前瓦の補助を受ける場合は屋根伏図、越前和紙の補助を受ける場合は使用箇所と使用面積を示した平面図、住宅との位置関係がわかるもの）
- (4) 同意書（別記様式第11号）
- (5) 位置図（現地案内図）
- (6) 写真（住宅正面全景、施工前状況の分かるもの（施工箇所すべて））
- (7) 住宅リフォーム工事請負契約書等（参考様式第1号）の写し
- (8) その他必要と認められるもの

2 県は、申込書を先着順で随時受理するものとする。ただし、予算の範囲を超える時は受付を停止する。

なお、受付を停止する場合は、事前に県産材活用課のホームページを通じて周知する。

3 県は、申込書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付対象者を選定するとともに、その結果を県産材を活用したふくい住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）補助金交付対象者選定結果通知書（別記様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

4 申込をしたリフォーム工事の補助対象期間は、申込の受理日から1年間とする。

（変更）

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、同条第1項の申込書の内容に変更があった場合（県産材使用量の変更等）は、遅滞なく、県産材を活用したふくい住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）補助金変更届出書（以下「変更届出書」という。）（別記様式第4号）に、前条第1項の各号に定める書類のうち内容に変更があった書類を添えて、県に提出しなければならない。

2 県は、変更届出書を受理したときは、その内容を審査するとともに、県産材を活用したふくい住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）補助金変更届出受理通知書（別記様式第5号）により、交付対象者に通知するものとする。

（辞退）

第9条 交付対象者で、申込を辞退する者は、県産材を活用したふくい住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）辞退届出書（以下「辞退届出書」という。）（別記様式第6号）を、県に提出しなければならない。

（完了）

第10条 交付対象者は、本事業の対象となるリフォーム工事が当該年度の3月10日までに完了したときは、工事完了日から1ヶ月以内または当該年度の3月10日のいずれか早い日（提出日が休日に当たる場合はその翌日）までに、県産材を活用したふくい住まい支援事業（県産材リフォーム支援事業）完了確認依頼書（以下「依頼書」

という。) (別記様式第7号) に次の各号に定める書類を添えて、県に提出しなければならない。

- (1) 工事完了・同確認書等 (参考様式第2号) の写し
 - (2) 木材納入証明書 (別記様式第8号)
 - (3) 越前瓦納入証明書 (別記様式第13号) (越前瓦の補助を受ける場合)
 - (4) 越前和紙納入証明書 (別記様式第14号) (越前和紙の補助を受ける場合)
 - (5) 納入者・見本帳名・品番 (品名) ・数量が記載された出荷証明書の写し (越前和紙の補助を受ける場合)
 - (6) 越前和紙使用箇所一覧表 (別記様式第15号) (越前和紙の補助を受ける場合)
 - (7) 写真 (材料納入状況、施工中、完成後 (施工中および完成後いずれも施工箇所すべて)) (越前和紙の補助を受ける場合は完成後の写真のみ)
 - (8) 施工費の領収書の写し
 - (9) その他必要と認められるもの
- 2 交付対象者は、本事業の対象となるリフォーム工事が当該年度の3月11日以降に完了したときは、翌年度の4月以降に、工事完了日から1ヶ月以内または補助対象期間の満了日のいずれか早い日 (提出日が休日に当たる場合はその翌日) までに、依頼書 (別記様式第7号) に第1項の各号に定める書類を添えて、県に提出しなければならない。
- 3 補助対象となるリフォーム工事のうち、当該年度の3月10日までに依頼書を提出するものを当該年度事業、当該年度の3月11日以降に提出するものを翌年度事業として取り扱うこととする。

(完了確認)

第11条 県は、前条第1項および第2項の依頼書を受理したときは、別に定めるところによりその内容等を確認し、その結果を速やかに交付対象者に通知 (別記様式第9号) するものとする。

(補助金の交付申請および実績報告)

第12条 第10条第1項の依頼書を提出した者で、前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から1ヶ月以内または当該年度の3月20日のいずれか早い日 (提出日が休日に当たる場合はその翌日) までに、要綱第3条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第6条の規定に基づく実績報告書 (参考様式第3号) に次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 完了確認結果通知書の写し
 - (2) 完了確認調書の写し
 - (3) 債権・債務者登録申請書 (別記様式第10号)
 - (4) その他必要と認められるもの
- 2 第10条第2項の依頼書を提出した者で、前条の通知を受けた者は、翌年度の4月以降に、通知を受けた日から1ヶ月以内または補助対象期間の満了日から10日が経過した日のいずれか早い日 (提出日が休日に当たる場合はその翌日) までに、要綱第3条の規定に基づく交付申請ならびに要綱第6条の規定に基づく実績報告書 (参考様式

第3号)に、第1項各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第13条 知事は、前条の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否およびその額を毎年度の予算の範囲内で決定する。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、要綱第7条に定める補助金交付請求書(参考様式第4号)を提出するものとする。

(補助金の返還等)

第15条 知事は、補助金の交付決定または補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(1) 提出した書類に虚偽の事項を記載し、または補助金の交付に関し不正な行為があった場合。

(2) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合。

(3) その他規則、要綱、要領等に違反する等、不正な行為等があった場合。

2 補助事業者は、前項の返還を命ぜられたときは、規則に定めるところにより、これに応じなければならない。

附則

1 この要領は、平成19年7月17日から適用する。

附則

1 この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成21年9月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成22年9月1日から適用する。

附則

1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成25年6月3日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から適用する。
ただし、第7条第1項の申請を行った日が平成26年3月31日以前のものにあつては、従前の要領による。

附則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成30年4月2日から適用する。
経過措置として、前年度に申込をした補助対象住宅で、前年度の3月11日以降に完成するものについても適用するものとする。
- 2 前項の補助対象住宅に適用する補助金の額の規定は、申込を受理した年度の要領によるものとする。